

新城市高齢者福祉計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 多様な意見を反映した老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく新城市高齢者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、新城市高齢者福祉計画策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、計画の策定に関する事項について検討する。

(組織)

第3条 策定会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 福祉関係団体を代表する者
 - (2) 医療介護関係団体を代表する者
 - (3) 市民又は市民団体を代表する者
 - (4) 関係行政機関を代表する者
 - (5) その他市長が必要があると認める者
- 2 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から計画を策定する日までの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、策定会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 会長は、策定会議を招集し、その会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(調整会議)

第7条 計画の策定に関する必要な事項の調整、調査等を行うため、策定会議に調整会議を置くことができる。

2 調整会議は、計画の策定に関係のある部署の職員で構成する。

(庶務)

第8条 策定会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 3月 5日から施行する。